

利 用 上 の 注 意

1 調査の概要

(1) 調査の目的

商業統計調査は、全国の卸売・小売業事業所の分布状況や販売活動を把握し、業種別・規模別・地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

(2) 根拠法規

統計法(昭和22年法律第18号)及びこれに基づく商業統計調査規則(昭和27年通商産業省令第60号)

(3) 調査の期日

平成16年6月1日現在。

なお、商業統計調査は、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年(調査の2年後)に簡易な調査を実施することとしている。

これまでの調査年次・調査期日・調査種別は次のとおり。

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和27年調査	9月 1日	①	昭和45年調査	6月 1日	①	平成元年調査	10月 1日	③
29 "	9月 1日	①	47 "	5月 1日	①	3 "	7月 1日	②
31 "	7月 1日	①	49 "	5月 1日	①	4 "	10月 1日	③
33 "	7月 1日	①	51 "	5月 1日	①	6 "	7月 1日	②
35 "	6月 1日	①	54 "	6月 1日	①	9 "	6月 1日	②
37 "	7月 1日	①	57 "	6月 1日	①	11 "	7月 1日	②
39 "	7月 1日	①	60 "	5月 1日	②	14 "	6月 1日	②
41 "	7月 1日	①	61 "	10月 1日	③	16 "	6月 1日	②
43 "	7月 1日	①	63 "	6月 1日	②			

注1) 調査種別欄の①～③は「①:卸売業・小売業・飲食店 ②:卸売・小売業 ③:一般飲食店」を表す。

注2) 平成16年調査は簡易調査。

注3) 「日本標準産業分類」の改訂(平成14年3月改訂)に伴い、飲食店は「大分類M-飲食店、宿泊業」へ移行した。

(4) 調査の範囲

日本標準産業分類による「大分類 J-卸売・小売業」に属する公営、民営の事業所
ただし、次の事業所は調査の範囲から除いた。

ア 駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内等の有料施設内に設けられている事業所

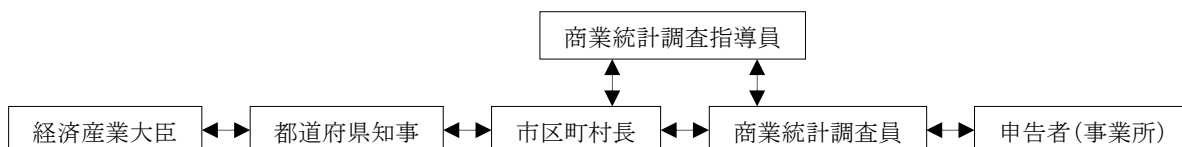
ただし、有料の公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所は対象とする。

イ 調査期日に休業中、清算中、開店準備中もしくは季節営業で販売活動を行っておらず、かつ、専従の従業員がいない事業所

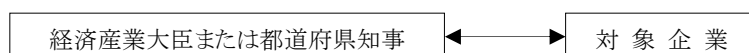
(5) 調査の方法及び経路

調査の方法及び経路は次のとおり。

ア 申告者(事業所)が自ら調査票に記入する方法(自計方式)による調査員調査方式



イ 商業企業の本社・本店等の傘下の事業所の調査票を一括して作成し、経済産業省または都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



2 用語の説明

(1) 事業所(商業事業所)

原則として一定の場所(一区画)を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

(2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

イ 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所

ウ 主として業務用に使用される商品(事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械(農業用器具を除く)、建設材料(木材、セメント、板ガラス、かわらなど)などを販売する事業所

エ 製造業の会社が別の場所に経営している自社製品の卸売事業所

例えば、家電メーカーの支店・営業所が自社製品を問屋などに販売している場合、その支店・営業所は卸売事業所となる。

オ 商品を卸売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

カ 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所(代理商、仲立業) 代理商、仲立業には、一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

(3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

ア 個人(個人経営の農林漁家への販売を含む)または家庭用消費者のために商品を販売する事業所

イ 産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

ウ 商品を販売し、かつ同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。

エ 製造小売事業所(自店で製造した商品をその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所)

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

オ ガソリンスタンド

カ 主として無店舗販売を行う事業所(販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ販売事業所)で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

キ 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、劇場、遊園地などの中にある売店で他の事業所によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

(4) 従業者及び就業者

平成16年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。従業者とは「個人事業主」、「無給の家族従業者」、「有給役員」、「常時雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」、「出向・派遣受入者」を併せたものをいう。

ア 「個人事業主」とは、個人経営の事業主でその事業所の実際の業務に従事している者をいい、「無給家族従業者」とは、個人事業主の家族で賃金・給与を受けず、ふだん事業所の仕事を手伝っている者をいう。

イ 「有給役員」とは、法人、団体の役員(常勤、非常勤を問わない)で給与を受けている者をいう。

ウ 「常用雇用者」とは、「正社員・正職員」、「パート・アルバイト等」と呼ばれている者で、次のいずれかに該当

する者をいう。

(ア) 期間を定めずに雇用されている者

(イ) 1か月を超える期間を定めて雇用されている者

(ウ) (ア)、(イ)以外の雇用者のうち、平成16年4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者

エ「臨時雇用者」とは、常用雇用者以外の雇用者で1か月以内の期間を定めて雇用されている者や日々雇用されている者をいう。

オ「出向・派遣受入者」とは、人材派遣会社など別経営の事業所から派遣されている者をいう。

(5) 年間商品販売額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間のその事業所の有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。

(6) その他の収入額

平成15年4月1日から平成16年3月31日までの1年間の商品販売に関する修理料、仲立手数料、製造業出荷額、飲食部門収入額、サービス業収入額などの商業販売額以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

(7) セルフサービス方式(小売業のみ)

「セルフサービス方式」とは、①商品が無包装、あるいはプリパッケージされ、値段が付けられていること、②備え付けの買い物カゴ、ショッピングカートなどで客が自由に商品を取り集められる形式、③売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式、の三つの条件を兼ね備えている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは、上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

(8) 売場面積(小売業のみ)

平成16年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車(新車・中古)小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する事業所については、売場面積の調査を行っていない。

(9) 営業時間(小売業のみ)

原則として平成16年6月1日現在の開店、閉店時刻をいう。

ただし、牛乳小売業、新聞小売業に属する事業所については調査を行っていない。

3 業態分類

小売業の業態分類の定義は別表のとおり。

4 産業分類の格付け

平成16年調査は簡易調査であり、商品分類は従来の5桁分類から3桁分類の大きな括りにしている。

(1) 一般的な方法

ア 取扱い商品が単品の場合は、商品分類番号3桁で小分類を決定する。

イ 取扱い商品が複数の場合は、まず商品分類番号上2桁の卸売品目(50～54)と小売品目(55～60)でいずれの販売額が多いかによって卸売業か小売業に分類する。次に、その上2桁の番号を同じくする商品の販売額をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので中分類(上2桁番号)商品を決定し、同様に小分類(上3桁番号)と、順をおって産業格付けを決定する。

(2) 特殊な方法

ア 「491 各種商品卸売業」

生産財(501,522,523,524), 資本財(521,531,532,533,539), 消費財(502,511,512,541,542,549)の3財にわたる商品を販売し, 各財の販売額がいずれも卸売販売総額の10%以上の事業所をいう。

イ 「551 百貨店, 総合スーパー」

衣(中分類56), 食(同57), 住(同58~60)にわたる商品を小売し, 衣, 食, 住の各販売額がいずれも小売販売総額の10%以上70%未満で, 従業者が50人以上の事業所をいう。

ウ 「559 その他の各種商品小売業(従業者が常時50人未満のもの)」

衣(中分類56), 食(同57), 住(同58~60)にわたる商品を小売し, 衣, 食, 住の各販売額がいずれも小売販売総額の50%未満で, 従業者が常時50人未満の事業所をいう。

エ 「571 各種食料品小売業」

中分類「57 飲食料品小売業」に格付けされた事業所のうち, 小分類「572~579」までのうち3つ以上の小分類に該当する商品を小売りし, そのいずれもが「飲食料品小売販売額」の50%に満たない事業所をいう。

5 その他

- (1) 統計表中の「-」は該当数値のないものまたは調査していないもの, 「0.0」は0.05未満の数値, 「△」はマイナスの数値を表している。
「X」は1または2の事業所に関する数値で, これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であるが, 3以上の事業所に関する数値であっても, 前後の関係から秘匿の数値が判明する箇所も同様に秘匿している。
- (2) 増減率及び構成比は, 小数点第2位を四捨五入した。したがって, 構成比は積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。
- (3) 調査項目が割合のものについては, その割合をもとに数値を算出した。したがって, 積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。
- (4) 「結果の概要」においては, 必要に応じて百万円若しくは億円単位で表示してある。したがって, 積み上げた数値とその合計値は四捨五入の関係で必ずしも一致しない。なお, 増減率及び構成比は万円単位から算出している。
- (5) この報告書の数値は千葉県が独自に集計したものであり, 経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。
- (6) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は, 「千葉県総合企画部統計課 平成16年商業統計調査結果報告書」による旨を明記されたい。

6 問い合わせ先

この報告書についての問い合わせは, 下記までお願いします。

千葉県総合企画部統計課統計調査室 商業労働担当

〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話 043-223-2225

千葉県ホームページアドレス <http://www.pref.chiba.jp/>